

利用できる制度について

Q：介護保険制度

A： 65歳以上の方、または40歳～64歳の方で厚生労働省が定める16疾病（がん、脳血管疾患等）により要介護状態や要支援状態となった方が対象です。

認定を受けることでヘルパー利用、ベッドや車いすなどの福祉用具レンタル、介護施設入所などのサービスが介護度によって利用可能になります。

▽問い合わせ先：お住まいの市区町村窓口・地域包括支援センター



Q：障害者手帳

A： 身体（肢体不自由、音声言語、心臓機能、呼吸機能など）に永続する障害がある方、精神障害（てんかん、高次脳機能障害、認知症など）のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が申請により取得することができます。等級に応じて医療費助成、税の優遇、公共交通機関の運賃優遇などの福祉サービスの利用が可能になります。

手帳の取得が可能な病状か、まずは主治医の先生へご相談ください。

▽問い合わせ先：お住まいの市区町村窓口



Q：小児慢性特定疾病医療費助成

A： 厚生労働省により指定されている小児慢性特定疾病を持つ18歳未満（場合によっては20歳未満）のお子さんの医療費の自己負担を軽減する制度です。所得に応じた自己負担限度額があり、入院時の食事代の一部が助成されます。

該当病名、制度詳細につきましては「小児慢性特定疾病情報」のホームページをご参照ください。

▽問い合わせ先：都道府県・指定都市窓口または保健所

▽小児慢性特定疾病情報センターホームページ

<https://www.shouman.jp>



Q：指定難病助成制度



A：厚生労働省により難病と指定されている病気の治療に関して、医療費の自己負担を軽減する制度です。「特発性拡張型心筋症」「慢性血栓塞栓性肺高血圧症」「もやもや病」などが難病指定されています。1ヵ月当たりの医療費の支払いが、所得に応じた自己負担限度額の範囲内で抑えられるようになります。

申請の条件として、重症基準を満たす必要があり主治医と相談が必要です。該当病名、制度詳細につきましては「難病情報センター」のホームページをご参照ください。

▽問い合わせ先：都道府県・指定都市窓口または保健所

▽難病情報センター <https://www.nanbyou.or.jp/>